

掲示板

住民課 ☎ 932-1151（内線 118 番）

ご存知ですか？ 障害基礎年金

国民年金には、65 歳から受け取る老齢基礎年金の他に、障害基礎年金があります。この障害基礎年金は、病気やけがにより障害を負って、国民年金法で定められた障害等級に該当した時に受け取ることが出来ます。

障害基礎年金は、次のいずれかの期間中に**初診日**（障害の原因となった病気やけがで、はじめて医者の診断を受けた日をいいます。）が該当する必要があります。

- ・20 歳前の期間
- ・国民年金の加入期間
- ・以前に国民年金に加入していた人で、日本に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満の期間（ただし、老齢基礎年金の繰上げ請求者は除く。）

●納付要件は

- ・初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの過去 1 年間に保険料の未納がないこと。
- ・初診日の前日において、初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（免除期間、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間を含む。）が 2/3 以上あること。

●障害の状態は

- ・障害認定日（20 歳前に障害認定日があるときは 20 歳になったとき）において、国民年金法で定められた 1 級、2 級の障害の状態であること。
 - ・障害認定日において、1 級、2 級の障害の状態でなかったとき、65 歳になるまでに国民年金法で定められた 1 級、2 級の障害の状態になったとき（65 歳の誕生日の前々日までに請求することが必要です）。
- ※障害認定日とは、初診日から 1 年 6 か月を経過した日、またはその期間内に症状が固定した日をいいます。

税務課 ☎ 932-1151（内線 131・132 番）

所得税の確定申告相談を開設します

●年金・給与合算等の簡易申告の人

- ・期 間 2 月 16 日（金）～3 月 2 日（金）
- 場 所 須恵町役場 1 階保健センター
- ・期 間 3 月 5 日（月）～3 月 15 日（木）
- 場 所 須恵町役場 3 階大会議室

●営業・不動産等収支内訳書を添付して申告の人（税務職員および税理士受付け）

- ・期 間 2 月 20 日（火）～2 月 26 日（月）
- 場 所 宇美町役場
- ・期 間 2 月 28 日（水）～3 月 6 日（火）
- 場 所 須恵町役場
- ・期 間 2 月 27 日（火）～3 月 6 日（火）
- 場 所 志免町役場

●受付け時間 9：30～11：00／13：00～15：00（土・日曜日を除く）

※上記日程以外および譲渡・贈与などの申告は、役場での受け付けはできませんので、香椎税務署で申告してください。

1 級の障害 990,100 円（月額 82,508 円）＋子の加算額

2 級の障害 792,100 円（月額 66,008 円）＋子の加算額

●手続き先

- ・初診日が第 3 号被保険者期間中の人は
東福岡社会保険事務所 ☎ 651 - 7111
- ・初診日が第 1 号被保険者期間中の人、または 20 歳未満の人
役場住民課 ☎ 932 - 1151

子ども教育課 ☎ 932-1151（内線 241 番）

須恵町奨学金貸付制度のお知らせ

須恵町では、高等学校に進学された人の経済的援助を行う目的で、奨学金貸付の受け付けを行います。

●奨学生の資格

- ・須恵町立中学校を卒業し、公立および私立高校に進学する人
- ・町内に 1 年以上居住している人の子ども
- ・他の制度による奨学金の貸付を受けていない人

●奨学金の額・貸付期間など

- ・入学支度金 8 万円
 - ・奨学金 月額 15,000 円（無利息）
- ※返済は、高校卒業後 1 年間を経過した翌月の 4 月から 6 年以内

●受付期間 福岡県教育文化奨学財団の貸付決定後、1 か月以内（詳しくは、子ども教育課までお問い合わせください）

●貸付人員 若干名

「学習支援ボランティア」を募集します

小学生の中には、国語や算数、理科が得意な児童もいれば苦手な児童もいます。音楽や図工、家庭科が好きな児童もいます。また、学級の児童数も、40 人近い学級もあれば 20 数人の学級もあります。

須恵町では、中学校で聴講生制度を実施していますが、小学校では子どもたちの学習活動を手助けしていただく「学習支援ボランティア」を募集しています。

時間の都合がつく成人の人で、自分の得意な科目や、「子どもたちと一緒に勉強してみよう」と思われる人は、授業の補助員としてボランティア活動に

小・中学校の指定校 変更申請について

平成 19 年 4 月に新小学 1 年生・新中学 1 年生を迎える保護者あてに、入学通知を発送しています。まだ、お手元に届いていない場合は、役場子ども教育課までご連絡ください。

なお、入学する学校は、住民登録をしている住所（行政区）によって決められています。しかし、特別な理由で学校の変更を希望される場合は、申請により学校を変更することができます。今回、この申請書の受け付けを次の日程で行いますので、変更を希望する人は必ず期間内に申請を行なってください。

なお、申請内容によっては変更が認められない場合もあります。この申請結果は、2 月末までにご自宅に郵送で通知します。

※ 現在、在籍中の児童・生徒についても該当する場合があります。

●受付け期間 2 月 5 日（月）～2 月 15 日（木）（印鑑をご持参ください）

●受付け時間 8：30～17：15（土・日曜、祝日を除く、15 日（木）は 20：00 まで受付け）

●受付け・問合せ先 役場子ども教育課

国民健康保険税・9 期分
固定資産税・4 期分
2 月の納税

町の人口

平成 19 年 1 月 1 日現在
（ ）＝前月比

●男 性	12,647 人（－ 23）
●女 性	13,129 人（－ 4）
●合 計	25,776 人（－ 27）
●世帯数	9,223 戸（－ 15）